平成 29 年度定期監査(4)(建築工事)監査結果報告書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項および第4項の規定により、平成29年度定期監査(4)を実施したので、同条第9項の規定に基づき下記のとおり監査結果を報告する。

記

1 概要

実施時期

平成 29 年 8 月 15 日から同年 8 月 30 日までの間において実日数 4 日間 方針

平成 29 年度練馬区監査基本計画に基づき、技術的観点から工事の計画、 設計、積算、施工等において、つぎの点に留意をして対象工事が適正に執行 されているか監査した。

ア 一般的事項

- (ア) 計画、調整および手続等が、適切かつ合理的に処理されているか。
- (イ) 設計は現場の実情に適合し、かつ、合理的か。また、設計図書の表現は適切か。
- (ウ) バリアフリー、環境等への配慮はされているか。
- (I) 積算は基準等に基づき適正に実施され、かつ、単価、歩掛け等は適切か。
- (オ) 契約の方法および手続は、適正に行われているか。
- (カ) 工事のための提出書類および諸手続が、適切に実施処理されている か。
- (4) 設計図書に沿って施工が適正、的確に行われているか。
- (ク) 現場等の安全管理は適切に行われているか。また、品質管理等は適正に行われているか。
- (ケ) 工事および工程の監督・管理(監理)は適切に行われているか。
- (コ) 検査は適正に行われているか。

イ 重点事項

- (ア) 事業目的に基づき設計が適切かつ合理的に行われているか。
- (イ) 法令手続は、遵守されているか。
- (ウ) 学校生徒(児童)・周辺区民への安全安心のため、現場等の安全管理は適切に行われているか。
- (I) 設計図書の作成および当該図書に沿って施工が適正、的確に行われているか。
- (オ) 工事関係書類の確認および監督・管理 (監理)は、適切に行われてい

るか。

対象工事

- ア 練馬区立大泉北中学校屋上防水および外壁改修工事 練馬区立大泉北中学校屋上防水および外壁改修機械設備工事 練馬区立大泉北中学校屋上防水および外壁改修電気設備工事
- イ 練馬区立早宮小学校トイレ改修工事 練馬区立早宮小学校トイレ改修機械設備工事 練馬区立早宮小学校トイレ改修電気設備工事 対象部課
- ア 施設管理担当部施設整備課
- イ 教育委員会事務局教育振興部施設給食課

2 監査結果

適正に行われていた。

なお、練馬区立早宮小学校トイレ改修工事現場において、安全管理で一部不 適切な事例が見られたので指導した。